

【必ずご提出いただく資料(次ページ参照)のうち、 この台紙に貼っていただく資料】

貼り付け欄 その① 以下のいずれか一つ

- マイナンバーカード表面(番号の記載がない面)の写し(コピー)
- 運転免許証の写し(コピー)
- 在留カードの写し(コピー)
- 障害者手帳の写し(コピー)
- パスポートの写し(コピー)
- など

注意) 本人確認書類は、必ず写し(コピーしたもの)を
貼り付けてください。(現物をいれないでください)

貼り付け欄 その② 振込先口座がわかる書類

- 1 口座名義人(申出者ご本人の名義に限ります)
- 2 金融機関名
- 3 支店名
- 4 口座番号

が確認できるものとして、下記のうち、いずれか1つを添付してください。

- 通帳(金融機関・支店・口座番号・口座名義等が書かれた部分)の写し(コピー)
- キャッシュカードの写し(コピー)
- デジタル通帳の場合は、上記の4つの情報が確認できる
画面を印刷したもの

注意) 振込先口座書類は、必ず写し(コピーしたもの)を
貼り付けてください。(現物をいれないでください)

【保護費の追加給付に必要な
添付書類
貼り付け台紙】

【必ずご提出いただく資料】

- ☐ 以下のいずれか一つ(申出者の本人確認書類)(前のページに貼付)
:マイナンバーカードの写し(表面(番号の記載がない面))、運転免許証の写し、
在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など
- ☐ 全世帯員の戸籍謄本の写し(全部事項証明書)
※ 原則として、発行から3か月以内の戸籍謄本を添付してください
※ 当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された
戸籍謄本を添付してください
※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、
申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本
を請求することができます
※ 保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて保護受給証明書によることも可
※ 以下、戸籍謄本の提出を要さない場合があります
・ 追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合
- ☐ 外国人の場合は、全世帯員の住民票の写し
※ 原則として、発行から3か月以内の住民票を添付してください
※ 保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書によることも可
※ 以下、住民票の提出を要さない場合があります
・ 追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合
- ☐ 申出者本人の「3.振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し
または、キャッシュカードの写し(前のページに貼付)
- ☐ 同意書(追加給付に当たって必要な調査に係る同意)

【必要に応じて提出いただく資料】

- ☐ 「5.加算等の申出」で必要とされる挙証資料
- ☐ 代理による申出を行う場合は、委任状、身分確認書類、本人との関係を証する書類

下記をチェックの上、申出をお願いいたします。

- ☐ 申出者が保護受給当時の世帯主(当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者)となっているか
- ☐ 申出先の自治体で保護を受給されていた期間の世帯員が記載されているか
(当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります)
- ☐ 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか
- ☐ 加算等の該当がある場合、該当する方の氏名や該当期間が記載されているか
- ☐ 連絡先が記載されているか